

地方公共団体情報システムの標準化に関する意見書

政府は、令和2年に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う」ことを閣議決定し、令和3年5月、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が制定された。

近年、社会ではDXが進み、地方公共団体においてもDXの推進が図られている。

そこで、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、「地方公共団体情報システムの標準化」が決まり、令和2年度、3年度に、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、約1,825億円が基金として計上された。

国では、令和4年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など20業務について、システムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和5年から令和7年にかけて、Gov-Cloud（ガバメントクラウド）の利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっている。

地方公共団体は、新型コロナウイルスの影響で、財政状況も厳しく、また、デジタル人材の不足も深刻な状態となっている。また、高齢者の中にはデジタル化に慣れていない方も多く、ネットの環境が整っていない地域もある。

については、政府においては、システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、次の事項について格段の措置を講ずることを要望する。

1. 令和7年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。
2. 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、デジタル大臣